

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

20※	号 番								
沖繩振興開発金融公庫法の一部を 改正する法律案	件 名								
衆	院議先								
三、一三	月 提 日 出								
二、 三、二二 （予）	委員会付託								
二、 五、三〇	委員会議決								
二、 五、三〇	本会議議決								
二、 三、一三	委員会付託								
二、 四、一八	委員会議決								
二、 四、一九	本会議議決								
	備 考								

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付対象設備が主務大臣の定める事業の用に供される場合には当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必要な資金の貸付けを行うことができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の業務について、資金の貸付け対象設備が、主務大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する資金の貸付けを行うことができることとするほか、高度で新しい技術の研究開発等に必

要な資金の貸付けを行うことができることとする措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、沖縄振興開発金融公庫の出資業務の状況、立ち上がり支援資金及び研究開発資金の対象事業、同資金需要の予測、平成元年度の業務状況と平成二年度の事業計画、県内企業の育成に対する配慮等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。